

Electronic Travel Authorization (ETA)について<概要>

在スリランカ
日本国大使館

注: 詳細についてはスリランカ入国管理局またはスリランカ在外公館にお問い合わせ下さい。

スリランカ入国管理局は、2011年9月30日に、スリランカに短期滞在目的にて入国する外国人に対し、2012年1月1日より、入国前にVISAの申請を義務づける新制度(ETA)を導入することを正式に発表しました。この査証はオンライン申請を含め6種の方法にて申請が可能

※10月1日～12月31日までは試行期間として申請できるが、手数料は免除される。

短期滞在査証 (Short Visit)

<観光 (Tourism)>

観光、休暇
親族、知人訪問
治療(アユルベーダ等)
スポーツイベント
競技、文化活動



30日間滞在2回有効査証

<商用 (Business)>

商談、協議
会議、ワークショップ、セミナー
短期研修
芸術・音楽・舞踊参加



30日間滞在数次有効査証

<通過 (Transit)>

スリランカを經由
し第3国へ出国



7日間滞在1回有効査証

※入国管理局にて最長90日まで延長可

◎ 申請方法および手数料

オンラインによる申請が基本
www.eta.gov.lk

- ・査証料はオンラインの場合はクレジットカード決済
- ・空港では主要通貨から両替し現金支払いが可能

① 申請者による手続

観光: 50米ドル
商用: 60米ドル
通過: 25米ドル

② 第三者による手続 知人や家族など

観光: 50米ドル
商用: 60米ドル
通過: 25米ドル

③ 指定旅行代理店 による手続

観光: 50米ドル
商用: 60米ドル
通過: 25米ドル
(別途手数料に係る場合有り)

④ 在外公館にて 本人が申請

50~60米ドル
※VISAの種類により別途査証料が必要

⑤ 到着時空港にて 本人が申請

観光: 75米ドル
商用: 75米ドル
通過: 25米ドル

⑥ 入国管理局(本部) にて第三者が申請

観光: 50米ドル
商用: 60米ドル
通過: 25米ドル

※以下の査証は手数料
の他別途査証料が必要

観光: 90日間 1回有効
→50+25米ドル
観光: 90日間 2回有効
→50+50米ドル
商用: 90日間 1回有効
→60+25米ドル
商用: 90日間 数次有効
→60+75米ドル

ETAによるVISA申請手順

www.eta.gov.lk から必要事項の入力をする

VISA手数料の支払い(クレジットカードによる精算)

入国管理局より申請受理の通知が届く

許可通知接到

要検討referral通知接到

返送されたメールを印刷して
入国審査時に提示

最寄りの在外公館に
問い合わせ

入国時の条件

- ① 旅券の残存期間6ヶ月以上
- ② 復路の予約確定した航空券
- ③ 滞在期間に応じた十分な所持金

注意: 空港におけるVISA申請の場合、許可が下りず要検討となった時点で退去強制となる